

女性活躍推進法等説明会及び相談会

主 催 島根労働局

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、301人以上の労働者を雇用する事業主は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務付けられる（300人以下は努力義務）こととなります。

また、女性活躍推進法では行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業に対する認定制度が盛り込まれています。

さらに、厚生労働省では、平成27年10月から女性活躍加速化助成金を創設し、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む事業主に対し支援を行っております。

島根労働局では、女性活躍推進法並びに助成金制度についての説明会を下記のとおり行います。ご参加をお待ちしております。

日 程	会 場	時 間	定 員
平成27年12月 2日(水)	くにびきメッセ 501大会議室 松江市学園南1-2-1 TEL0852-24-1111	説明会・相談会 13:30~16:30 ※説明会は、約2時間の 予定です。 相談会は、説明会の 終了後に行います。	120名
平成27年12月 7日(月)	出雲市民会館 302研修室 出雲市塩冶有原町2-15 TEL0853-24-1212		50名
平成27年12月10日(木)	浜田市総合福祉センター 会議室1~3 浜田市野原町859-1 TEL0855-22-0094		80名
平成27年12月14日(月)	益田市人権センターあすなる館 研修室 益田市須子町3-1 TEL0856-31-0412		30名
【説明会】 <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について ・女性活躍推進に関する認定制度について ・女性活躍加速化助成金制度について ・キャリアアップ助成金及びキャリア形成促進助成金について 等 			

申込方法：下記申込書を11月25日(水)までに、島根労働局雇用均等室あて FAX 又は郵送でお申込みください。

申 込 書

FAX 0852-31-1505

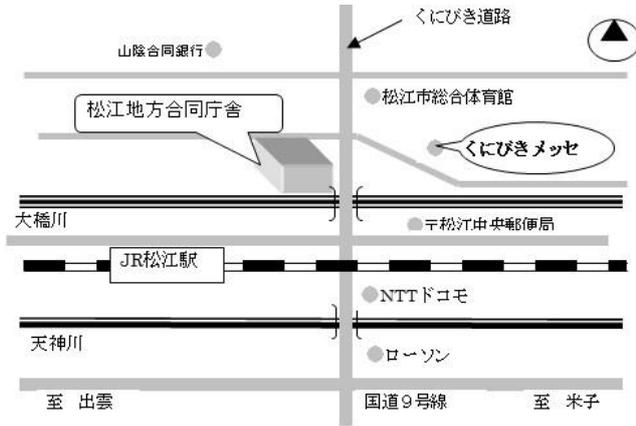
事業所名 団体名				常時雇用の労働者 _____人
所在地 TEL	TEL() -			
所 属 役 職 名		氏 名		
希望会場 ○を付けてください	12/2 松江 ・ 12/7 出雲 ・ 12/10 浜田 ・ 12/14 益田			
相談会希望 ○を付けてください	相談会においては、上記説明事項の他に、下記事項について相談をお受けします。下記の相談をご希望の場合は相談内容に○を付けてください。 (両立支援等助成金、次世代法に基づく行動計画・くるみん認定、母性健康管理の措置、育児・介護休業制度、 育児・介護休業規定の作成、セクシュアルハラスメント防止対策、ポジティブ・アクション、改正パートタイム労働法)			

※参加受付は、定員になり次第申込みを締め切ります。また、各事業所1名に限らせていただく場合がありますのでご了承ください。

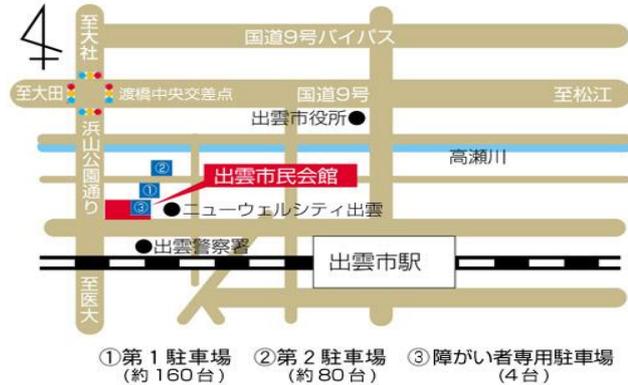
申 込 先
島根労働局雇用均等室

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F
TEL 0852-31-1161 FAX 0852-31-1505

【会場のご案内】 平成27年12月2日 くにびきメッセ



平成27年12月7日 出雲市民会館



平成27年12月10日 浜田市総合福祉センター



平成27年12月14日 益田市人権センターあすなろ館

